

郵送による消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告について

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（以下「点検結果報告書」という。）の報告方法については、条件を満たしていれば郵送でも報告することを可能としております。

○郵送で報告する場合の条件

1. 必要書類

- (1) 点検結果報告書（正本）
- (2) 点検結果報告書（副本）
- (3) 返信用封筒（宛名が記入済みで、返信に必要な料金分の切手が貼付されたもの）
※切手の料金は、書類の大きさや重さに注意して下さい。

2. 届出の形式上の要件に適合している

形式上の要件とは

- (1) 必要な届出様式が揃っていること
- (2) 報告年月日、届出者や点検者等の記載、押印漏れがないこと
- (3) 点検後、半年以内のものであること

※点検後、半年を過ぎた点検結果報告書に関しては、郵送前にお問い合わせください。

○留意事項

1. 郵送による報告の場合は、不明な点等をその場で確認できないため、受付や返送の手続きに時間を要する場合があります。
2. 点検結果報告書が届出の形式上の要件に適合していない場合は、必要な要件を具備するよう求めるとともに、改めて送付するか、直接報告に来るよう指導する場合があります。
3. 郵送方法については任意ですが、消防機関に郵便物が届かない場合、消防機関では責任を負いかねますのでご了承ください。書類の紛失等を防止するため、簡易書留等の配達記録が残る方法を推奨します。



【郵送先及びお問い合わせ先】

〒356-0058

埼玉県ふじみ野市大井中央 1-1-19

入間東部地区事務組合消防本部

予防課査察指導係 049-261-6007